

## 【件名】新型コロナウイルス関連情報（ナミビア政府による措置の延長）

### 【ポイント】

2月3日、ナミビア政府は、現行の新型コロナ対策措置を2月24日まで延長することを発表しました。最新の措置内容は以下のとおりです（発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（大統領ステートメント）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100145643.pdf>

（保健大臣ステートメント）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100145642.pdf>

### 【ナミビア政府発表措置内容要旨】（これまでの内容から下線部のみ変更）

- 1 公共の場（公共交通機関等を含む）におけるマスク着用は必須である。
- 2 集会の人数制限は50人とし、対人距離は2m以上とする。また、2時間を超える集会や20時を過ぎる集会は禁じる。
- 3 22時から翌日5時まで外出禁止とする（これまでの21時から翌日4時から変更）。
- 4 バー、ナイトクラブ、カジノ、レストラン等で酒類を提供可能な時間帯は、月曜から土曜までの9時から20時までとする。
- 5 外国籍のナミビア入国者は、入国前7日以内（注：検体採取から起算）に取得したPCR検査陰性証明書を入国時に提示しなければならない。入国後の検疫隔離は不要。
- 6 違反者に対する罰則は、10万ナミビアドル以下の罰金又は10年以下の禁固刑である。

### 【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（感染症情報）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou\\_kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html)

○日本国立感染症研究所（コロナウイルスについて）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

（連絡先）

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：[consul@wh.mofa.go.jp](mailto:consul@wh.mofa.go.jp)

ホームページ：[http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>